

# 明光学園中学校・高等学校

## 「学校いじめ防止基本方針」

### 1. いじめ防止の基本的な考え方

本学園は、キリストの精神「人は神の前に平等である」という人間観に基づいた情操教育を土台に、いじめ防止のための予防教育をすすめる。したがって、すべての教育活動は生徒自身の自己肯定感の涵養を第一の使命とする。同時に全教職員は「いじめは絶対に許さない」という認識を共有するとともに、この共通認識が生徒に浸透し、揺るぎない価値観となるよう学園生活のあらゆる場面で指導助言する。いじめの早期発見に努め、いじめの事実があればこれを放置することなく教職員集団の力を傾注し、信頼に基づく人間関係の再構築に全力を尽くす。

### 2. いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条より）

※ 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。（「平成18年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より）

### 3. 未然防止のための取り組み

- ① 宗教的情操教育 - 聖母マリアにならう生き方。
- ② 自己肯定感の涵養 - 学級・部活動それぞれが居場所になる場作り。
- ③ 規律の確立 - 「やるべきことをやるべきときにきちんとする」生活態度の指導。

#### 4. 早期発見のための取り組み

- ① 学級担任による面談 - 2～3回／年実施。
- ② 学級担任と養護教諭との連携 - 報告・連絡・相談を密に。
- ③ 学級担任と各授業担当者との連携 - 小さな気づきも話題に。
- ④ 保護者への呼びかけ - 携帯電話等通信機器について、子どもの利用・使用状況を定期的に保護者により確認。
- ⑤ アンケートの実施 - 1～2回／年 記名式で実施。

#### 5. いじめに対する対応

##### (1) いじめを発見したときの対応

- ① いじめと疑われる言動に接した場合、その場でその行為をやめさせる。
- ② 学級担任、学年主任に報告する。
- ③ いじめ防止対策委員会で情報を共有し、対応を協議する。
- ④ 保護者に連絡し、家庭での対応について等見解を一致させる。

##### (2) いじめられた生徒への対応

- ① 聞き取りによって事実関係を把握し、被害生徒に非はない事を伝える。
- ② 信頼できる周囲の人と連携して、被害生徒の不安を取り除く努力をするとともに、安全確保を行う。
- ③ 保護者とも協力し、解消に向けた支援をする。

##### (3) いじめた生徒への対応

- ① 聞き取りによって事実関係を把握した上で、いかなる理由があってもいじめは許されないことを指導する。
- ② 保護者には事実を伝えた上で、今後の指導に対する理解と協力を求める。
- ③ 当該学年団はもとより、授業担当者等関係する教職員で加害生徒の言動を見守り、再発を防ぐ努力をするとともに、生徒の健全な人格形成に向けて継続的な指導助言を行う。

#### (4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめの傍観者に対しても、自分たちの問題として捉えさせ、望ましい集団のあり方を考えさせる。
- ② 互いの存在を集団の一員として尊重する場としての集団作りを継続的に指導する。

#### (5) インターネット上のいじめへの対応

不適切な書き込み等、被害の拡大を避けるため直ちに削除の措置をとる。必要に応じて大牟田警察署に通報し、援助を求める。

### 6. 重大事態への対処

- ① 重大事態の定義（「いじめ防止対策推進法」第28条より）
  - ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ② 調査組織の設置 - 調査委員会を設置し、外部専門家への依頼を行う。
- ③ 調査の開始 - 事実の調査。情報提供者への配慮を最優先とする。
- ④ 重大事態の発生及び調査結果を法人理事会に報告する。

### 7. いじめ防止等の対策のための組織

名 称        いじめ防止対策委員会

構 成 員     校長・副校長・教頭・生徒指導部長

以上